

## JAS制度における表示制度について

## 1 JAS制度

## JAS規格

しょうゆ  
食用植物油脂  
ジャム類  
ベーコン類  
熟成ハム  
有機農産物  
集成材 等

## 品質表示基準

## 2 品質表示基準

1) 加工食品品質表示基準 (平成12年3月)  
(横断的品質表示基準)

## 2) 個別品質表示基準

トマト加工品  
乾しいたけ  
即席めん類  
マカロニ類 等

## 3 新食品等品質表示ガイドライン

ミネラルウォーター類  
ウーロン茶飲料  
紅茶飲料  
魚卵成形加工品  
はとむぎ食品 等

## 第5章 新食品等品質表示ガイドライン等

### 第1節 新食品等品質表示ガイドライン

#### ○新食品等品質表示ガイドラインの推進について

(昭和62年3月31日 62食流第1321号)  
(地方農政局長宛 食品流通局長通達)

1 近年、食生活の多様化、高度化が進む中にあつて、消費者は、健康志向、自然志向等様々な志向を強め、これに対応していわゆる健康食品、自然食品等の新食品等の流通が増加しているところである。また、食品産業における技術開発、原材料の多様化等により、いわゆるコピー食品等の新しいタイプの加工食品が製造されるようになつてゐる。

このことは、消費者ニーズにこたえる動きであるものの、これまで一般消費者が日常購入してきた食品でないことから、消費者が十分な商品知識を有しておらず、適正な選択に必要な情報の提供が不可欠である。

しかしながら、その情報提供の手段として重要な役割を果たすべき品質表示の実態を見るに、十分な表示がなされていない、業者により表示の仕方がまちまちである、分かりやすい表示になつていない等の問題がある。このため、消費者等からこれらの食品について品質表示の適正化を図るよう強く要望されているところである。

2 このような新食品等についても、可能な限りJAS法に基づくJAS規格及びこれに準拠して作られる品質表示基準によつて、品質の向上と併せて品質表示の適正化を図るよう努めているが、新食品等のうち品質特性が定着していないもの等については、品質の良し悪しの基準が明らかになつておらず、JAS法に基づく規格・基準を制定することが困難な実情にある。

## 第5章 第1節 新食品等品質表示ガイドライン

したがつて、このような新食品等については、品質表示の適正化を図るためのガイドラインを設定、普及し、これに基づく指導を通じて、消費者の適正な選択に資することとしたので、貴職におかれでは、この趣旨及び品質表示ガイドラインの内容を十分御理解の上、下記事項に留意して貴管内の都府県及び関係機関・団体に対し周知徹底を図るとともに、その指導に遺憾なきを期されたい。

記

### 1 品質表示ガイドライン設定

品質表示ガイドラインを設定する品目としては、近年、新しく開発された食品で品質特性が定着していない等により、JAS規格の制定が困難な食品を対象にこれまで検討を重ねてきたところであり、今般、取りあえず魚卵成形加工品、はとむぎ食品及びビタミンC含有菓子について品質表示ガイドラインを設定することとした。

### 2 品質表示ガイドラインの内容

消費者の適正な選択に資するため、品目ごとに表示事項、表示方法等を定めており、その具体的な内容は、それぞれ別紙のとおりである。